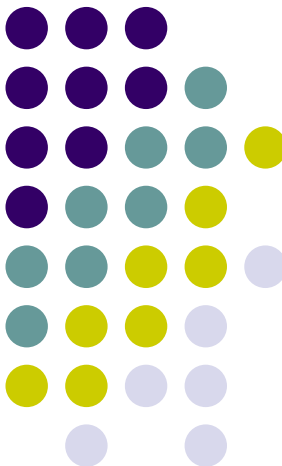


社会保険介護老人保健施設の 現状と存続の必要性について

社会保険病院等に関する専門家会議
ヒアリング資料



社会保険介護老人保健施設について



1. 現状

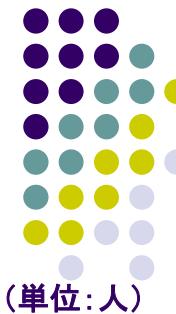
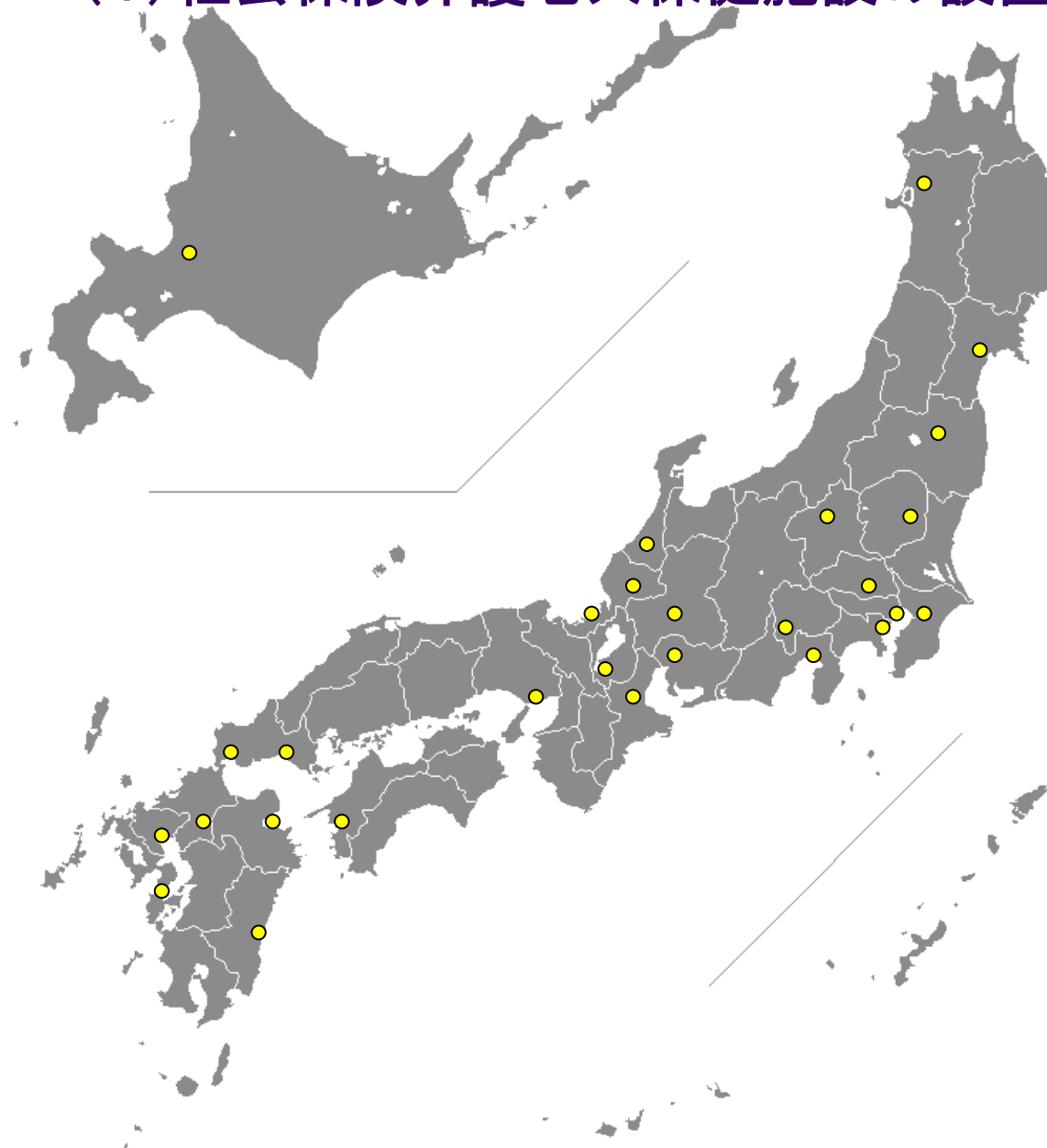
- (1) 社会保険介護老人保健施設の設置状況
- (2) 社会保険介護老人保健施設の運営状況
- (3) 利用者に対する医療と介護の切れ目のない療養環境の確保
- (4) 地方自治体等との連携
- (5) 運営コストの効率化

2. 社会保険介護老人保健施設に対する基本的認識

3. 今後の検討の在り方

1. 現状

(1) 社会保険介護老人保健施設の設置状況



施設名		入所定員	施設名		入所定員
1	北海道	100	16	三島	98
2	宮城	100	17	中京	100
3	秋田	100	18	四日市	100
4	二本松	100	19	滋賀	100
5	宇都宮	100	20	神戸	100
6	群馬	80	21	徳山	100
7	埼玉	100	22	下関	72
8	千葉	100	23	宇和島	100
9	城東	100	24	久留米	80
10	川崎	100	25	佐賀	80
11	鰺沢	100	26	天草	100
12	金沢	100	27	南海	100
13	福井	100	28	宮崎	80
14	高浜	70	合計		2,660
15	岐阜	100			

(2008.4.1現在)

(2) 社会保険介護老人保健施設の運営状況



1. 事業状況 <平成19年度決算状況> (28施設)

入所

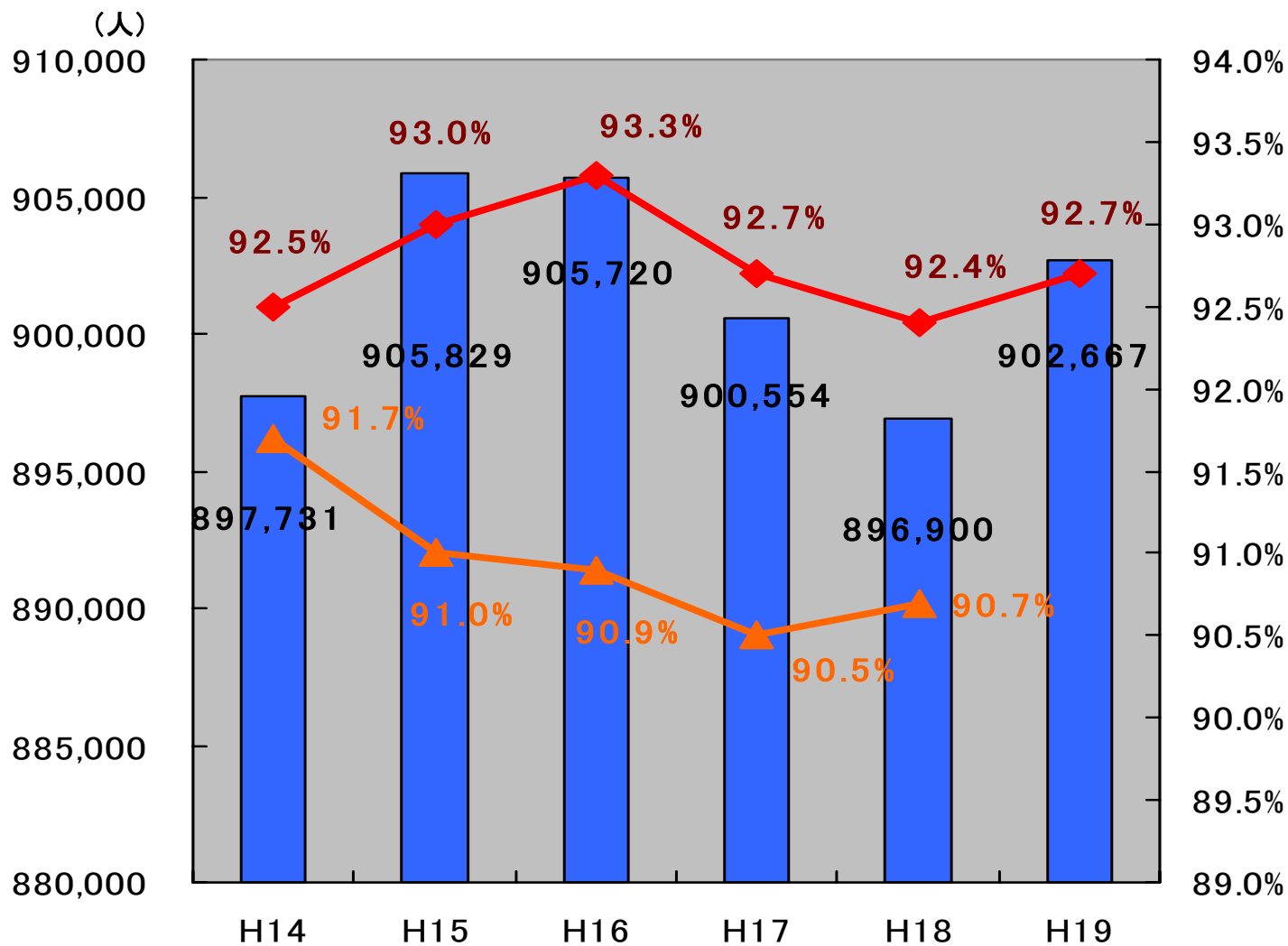
摘要	19年度	18年度	前年度対比
入所定員	2,660人	2,660人	0人
利用率	92.7%	92.4%	100.3%
入所者延数	902,667人	896,900人	100.6%
1日平均入所者数	2,466人	2,457人	100.4%
新入所者数	3,648人	3,715人	98.2%
退所者数	3,728人	3,728人	100.0%
新入所者の経路 居宅から	※ 34.3%	—	—
医療機関から	※ 59.7%	—	—
退所者の主な行き先 居宅へ	33.8%	35.2%	96.0%
医療機関へ	48.1%	47.6%	101.1%

※H19年4月～12月(社保老健の今後の在り方検討会調査)

通所

摘要	19年度	18年度	前年度対比
通所定員	962人	962人	0人
利用率	69.5%	67.9%	102.4%
通所者延数	175,899人	171,180人	102.8%
1日平均通所者数	671人	654人	102.6%

○入所者延数と利用率の推移



短期入所を含む。

n=28
定員2,660人

■ 社保入所者延数
◆ 社保利用率
▲ 全国利用率

入所率(全国): 厚生労働省
介護サービス調査
H18.10 施設数3,391
入所定員309,346人
入所者数280,589人

※H15年度・19年度は閏年のため稼働日数が1日多い

2. 職員数 (各年度10月1日現在)

摘要	19年	18年	前年対比
職員数	1,608人	1,534人	104.8%



3. 損益状況

摘要	19年度	18年度	前年度対比
総収益	13,356百万円	13,132百万円	101.7%
総費用	12,883百万円	12,640百万円	101.9%
当期純損益	473百万円	492百万円	96.1%

〔 単年度損益 黒字決算
赤字決算

28施設
0施設

28施設
0施設

4. 財政状況

摘要	19年度	18年度	前年度対比
総資産	16,246百万円	14,633百万円	111.0%
負債	9,907百万円	8,767百万円	113.0%
純資産(基金)	6,339百万円	5,866百万円	108.1%

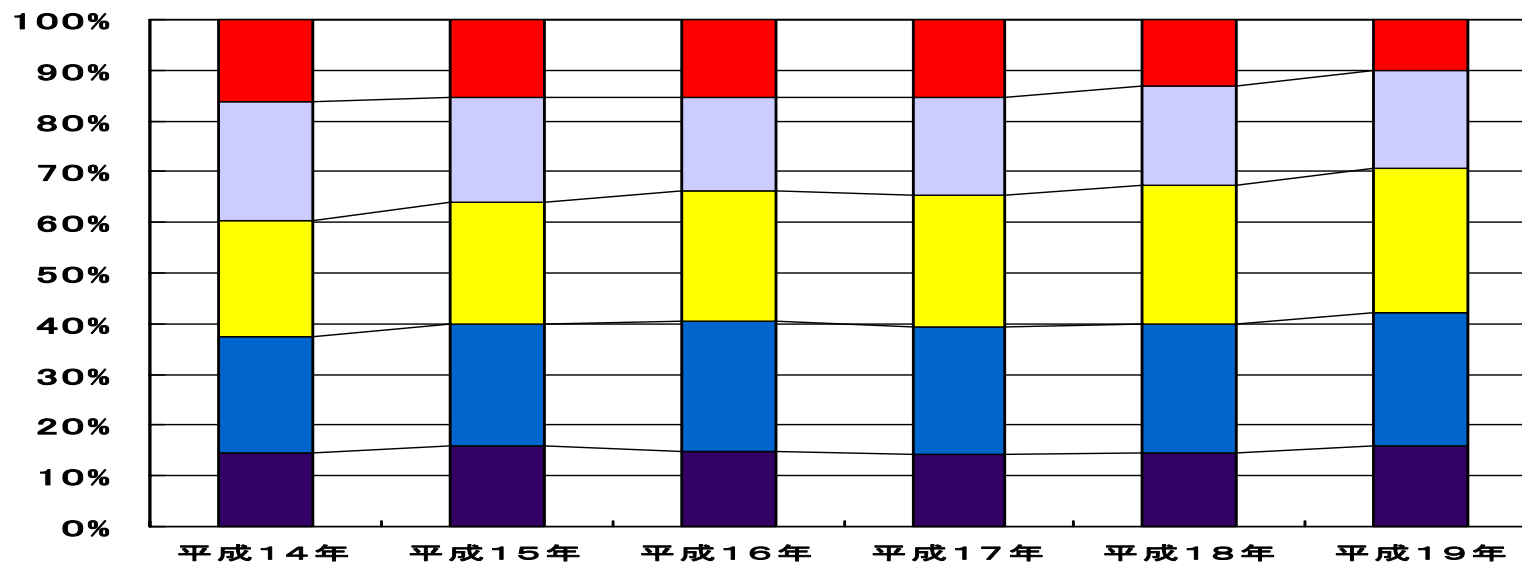
〔 累積損益 黒字決算
赤字決算

28施設
0施設

28施設
0施設

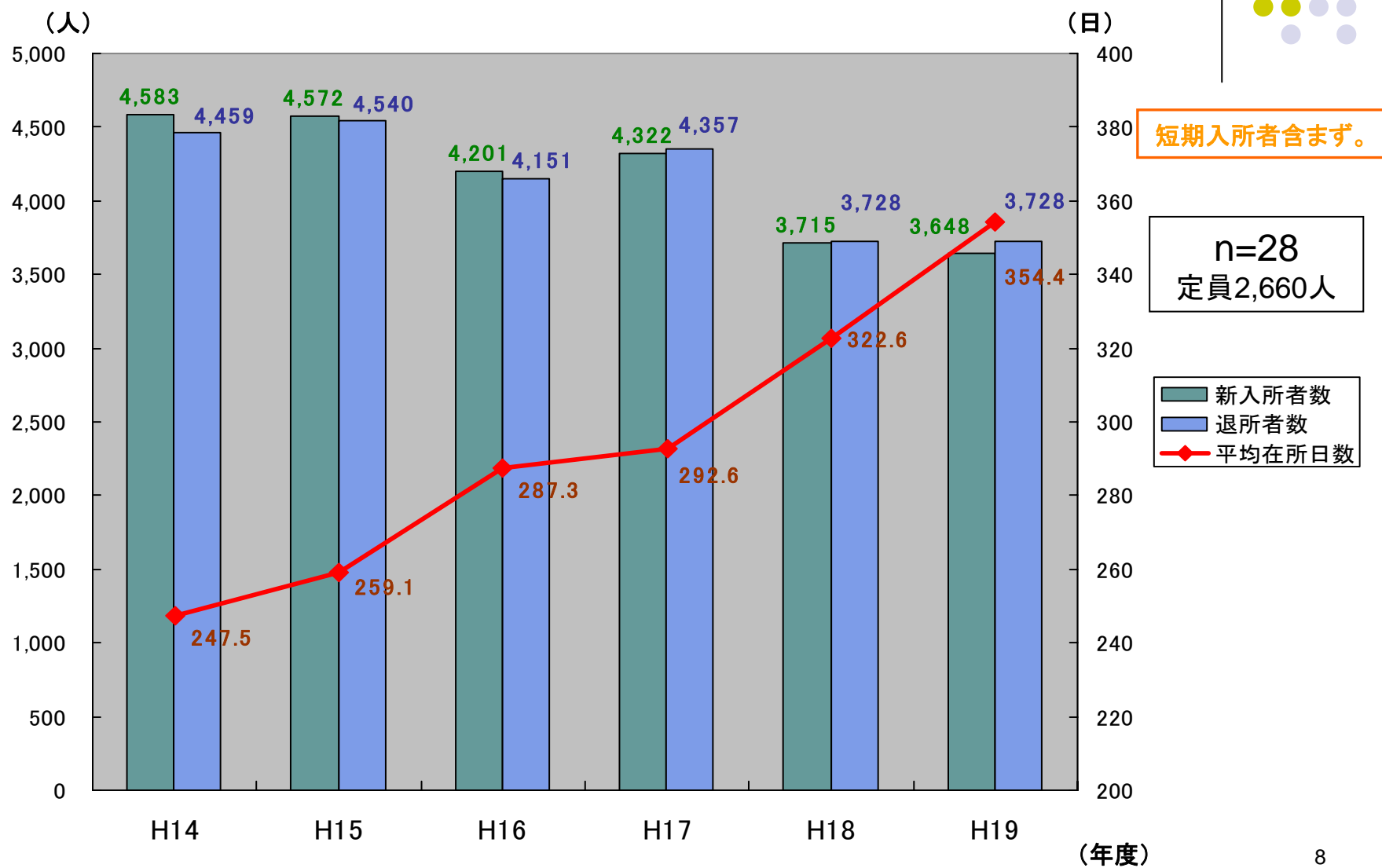
○入所者の要介護度

短期入所者含まず。



年度	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
平均要介護度	3.0	3.0	3.1	3.0	3.1	3.2
要介護1	16.2%	15.6%	15.3%	15.3%	13.1%	10.1%
要介護2	23.6%	20.4%	18.4%	19.4%	19.4%	19.2%
要介護3	22.8%	24.2%	25.7%	25.8%	27.4%	28.6%
要介護4	22.8%	24.1%	25.8%	25.3%	25.5%	26.2%
要介護5	14.6%	15.8%	14.8%	14.2%	14.5%	15.9%

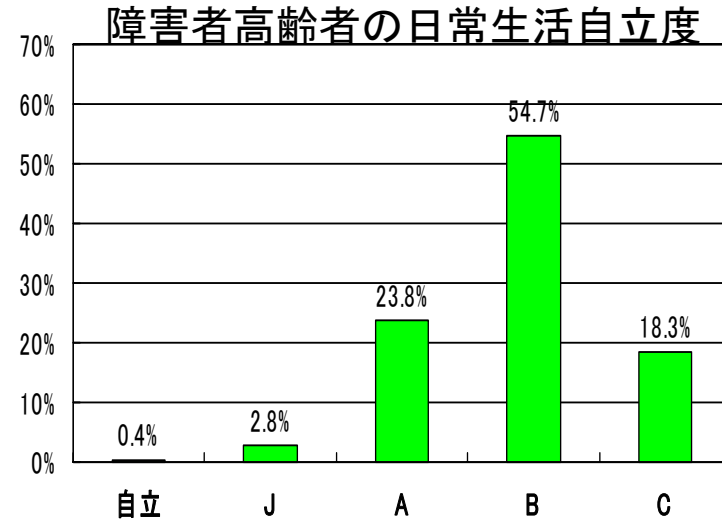
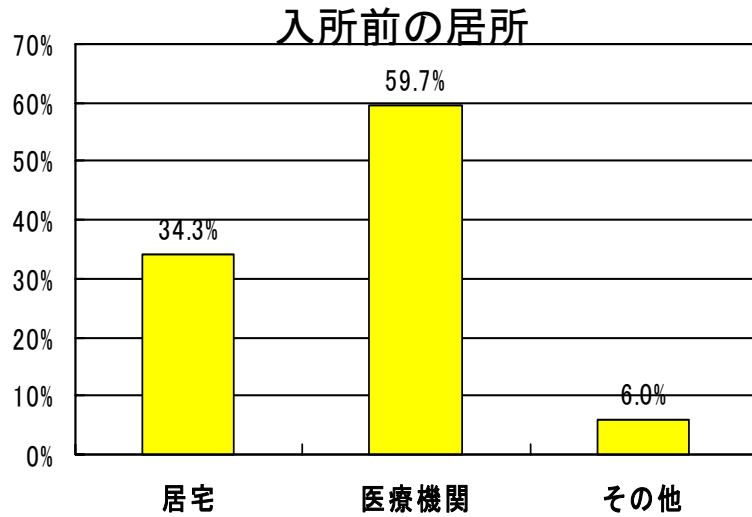
○新入所者数と退所者数及び平均在所日数



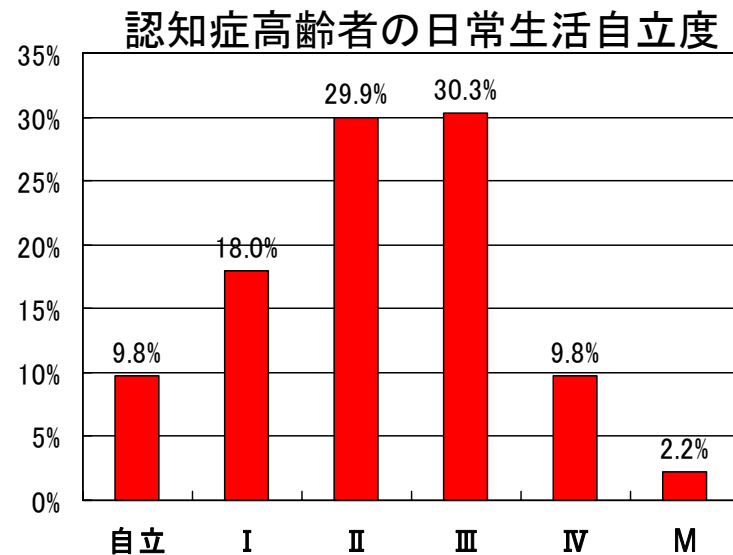
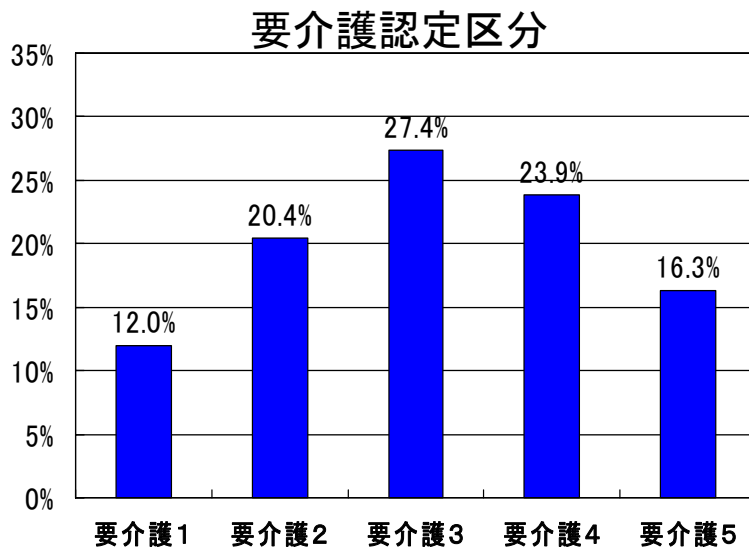
○新入所者の状況

短期入所者含まず。

(N=2,824人) 【調査期間:平成19年4月~12月】



凡例
 J: ほぼ自立しているが何らかの障害あり
 A: 準寝たきり
 B: 寝たきりI(一部介助)
 C: 寝たきり(全介助)

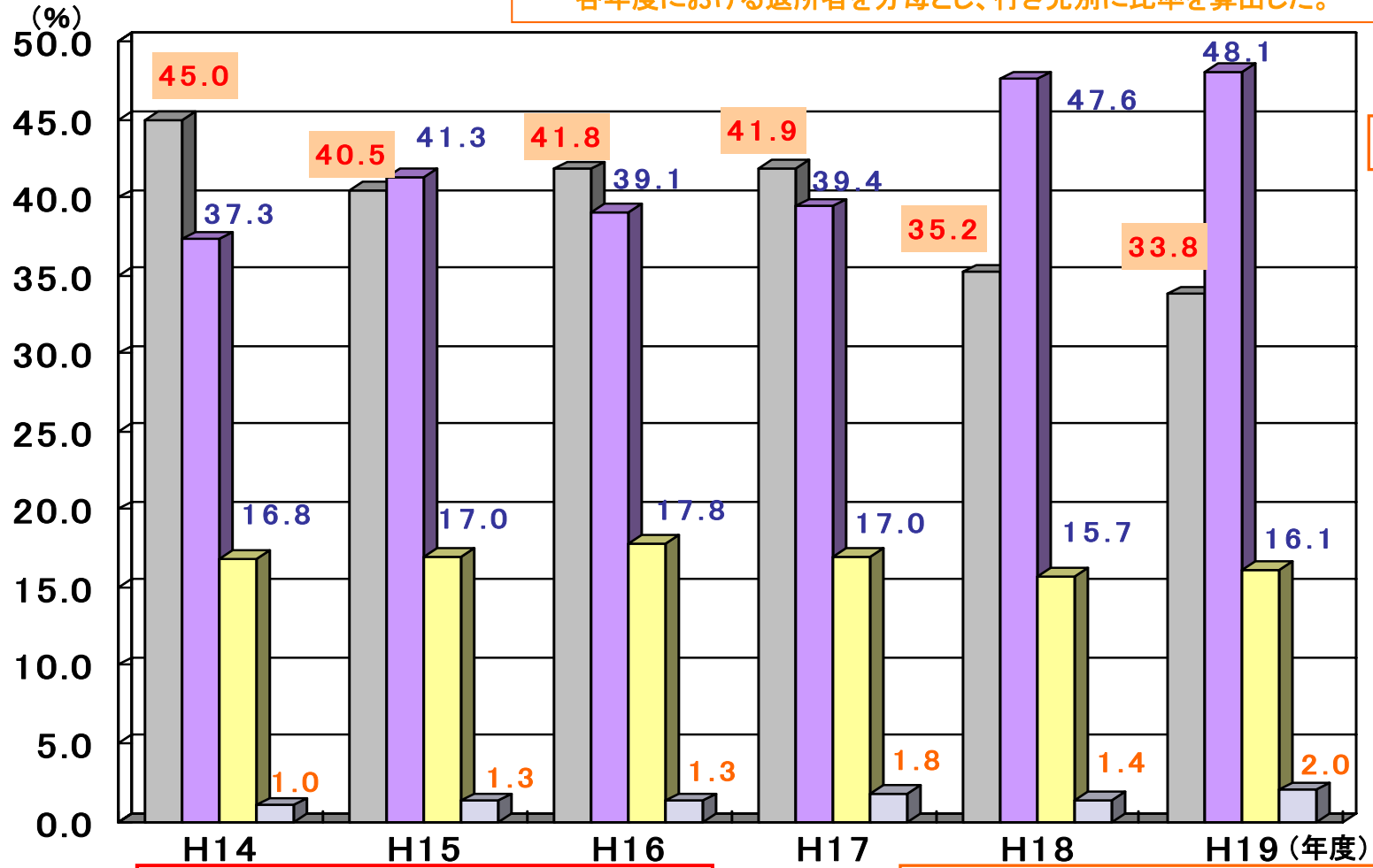


凡例
 I: ほぼ自立しているが何らかの認知症あり
 II: 見守り必要
 III: 日常生活困難、意思疎通ときどき困難
 IV: III+常時困難
 M: 著しい精神症状等

○退所者の行き先



各年度における退所者を分母とし、行き先別に比率を算出した。



短期入所者含まず。

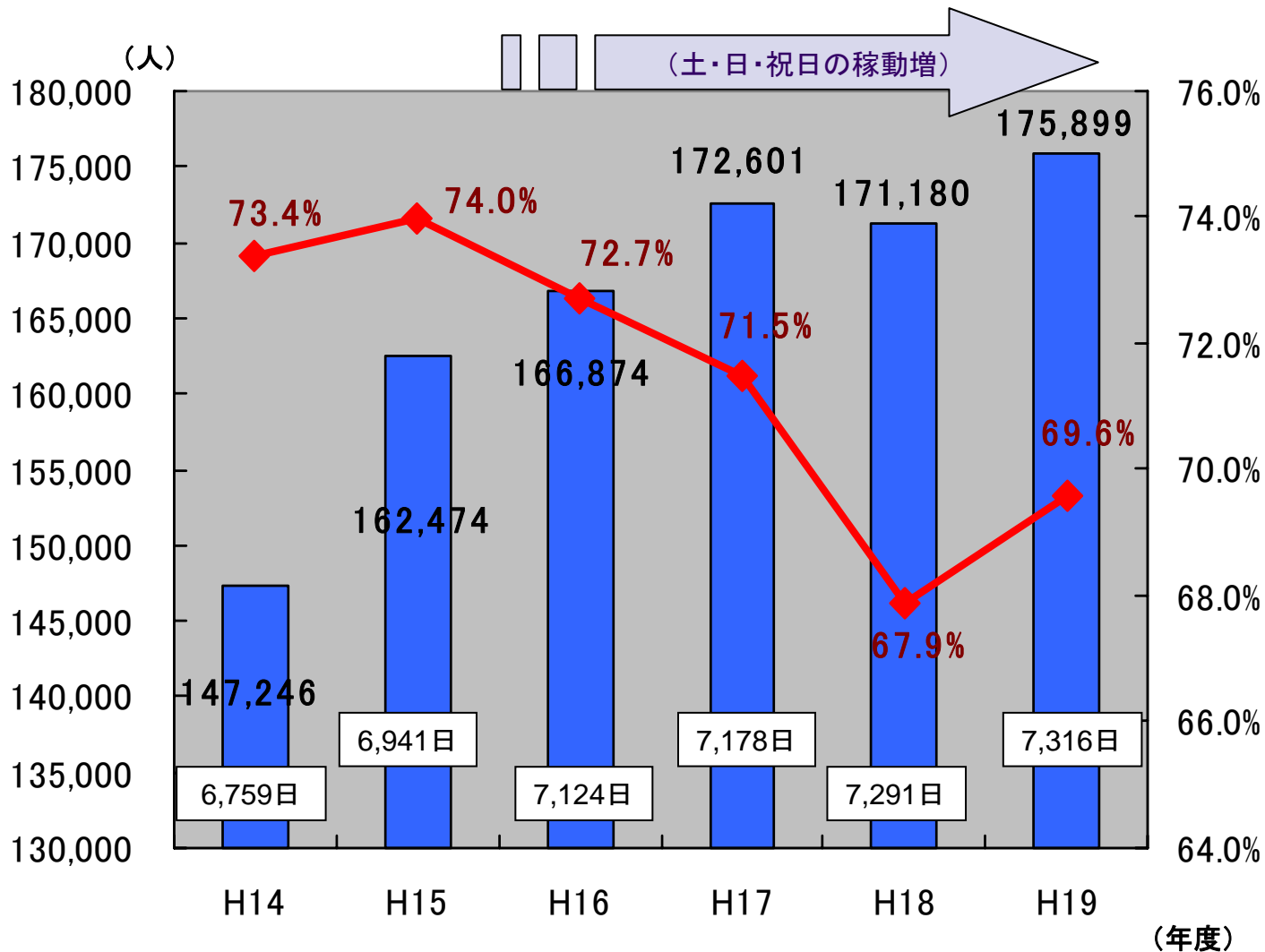
n=28
定員2,660人

- 居宅
- 医療機関
- 特養など
- 施設内死亡

H18年 介護サービス調査(厚労省) ※老健施設
 家庭 33.0% 介護保険施設 15.7%
 医療機関 43.3% 死亡 3.5%
 その他 4.5%

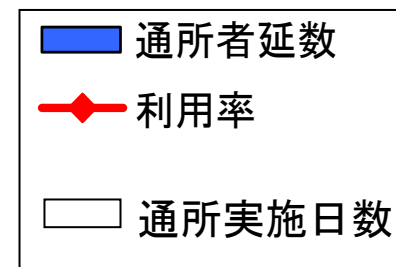
H18年 介護サービス調査(厚労省) ※介護療養型
 家庭 14.8% 介護保険施設 15.1%
 医療機関 39.3% 死亡 26.9%
 その他 3.9%

○通所者延数と利用率の推移



n=28

H14	定員819人
H15	定員870人
H16	定員915人
H17	定員945人
H18	定員962人
H19	定員962人



○社会保険病院グループにおける在宅ケア支援機能の状況

(2008.4.1現在)



①社会保険介護老人保健施設の居宅サービス・居宅介護支援等事業の状況

事業名		施設数	
1	短期入所療養介護 (介護予防を含む。)	28	
2	通所リハビリテーション (介護予防を含む。)	28	(通所定員962人)
3	訪問リハビリテーション	2	
4	訪問介護	1	
5	居宅介護支援事業所	24	
6	地域包括支援センター	6	
7	在宅介護支援センター	7	
合計		106	

③全社連看護研修センターの養成事業

退院調整看護師養成研修

(11日間)

	施設数	受講者数
H18年度	37	41人
H19年度	33	39人
H20年度	40	46人
計	—	253人

②社会保険病院の在宅ケア関連事業

事業名等		施設数	
1	訪問看護ステーション	6	
2	訪問看護室	31	
3	訪問リハビリテーション	20	
4	訪問介護	2	
5	在宅療養管理指導	11	
6	居宅介護支援事業所	4	
7	在宅介護支援センター	1	
8	地域連携室 (機能のみを含む。)	52	
合計		127	

○社会保険介護老人保健施設の経営状況

全国 n=91/3,391
 社保 n=28



(単位:億円)	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
総収益	134	133	135	135	131	134
総費用	127	130	130	126	126	129
純損益	7	3	5	9	5	5
給与费率	65.8%	62.5%	59.6% (50.4%)	56.2%	58.9%	59.3% (53.1%)
委託费率	8.2%	8.5%	8.7% (9.7%)	8.8%	9.4%	9.0% (11.9%)
減価償却费率	0.2%	8.8%	8.9% (6.7%)	9.0%	9.2%	9.1% (7.1%)
その他費用率	20.6%	17.9%	18.9% (22.6%)	19.7%	19.0%	19.3% (23.6%)
収支差率	5.2%	2.4%	4.0% (10.6%)	6.5%	3.7%	3.5% (4.3%)

※経営改善3ヶ年計画は15年度～17年度

※その他費用:材料費・経費・事業外費用など

※表下段の率は総収益を分母として算出した。

介護報酬改正
(3年ごと)
▲2.3%

介護保険法
の見直し
(5年ごと)

介護報酬改正
(3年ごと)
▲0.5%
(H17.10改正含み)
▲2.4%

※H16・19年度の()内の率は、厚生労働省が『介護事業経営概況調査(老健)』の結果を公表したものの。

※H15年度から建物等更新費用、17年度から新給与制度へ移行を計上



2. 社会保険介護老人保健施設に対する基本的認識

(1) 利用者に対する医療と介護の切れ目のない療養環境の確保

介護老人保健施設を地域の中核である社会保険病院に併設し運営することは、利用者に対して医療と介護を切れ目のないトータル的なサービスとして提供できること。

(2) 地方自治体等との連携

介護老人保健施設を地域の中核である社会保険病院に併設し運営することは、介護保険制度の実施主体である市区町村にとっても保健、医療及び介護サービスを一体として地域住民に提供できることとなり、特に医療依存度の高い要介護者をスムーズに医療連携できることが高い信頼を得ていること。

(3) 運営コストの効率化

介護老人保健施設は医療法上、病院とは別個の「医療提供施設」として位置づけられているが、運営にあたっては病院併設型のメリットを活かし、施設・設備の共用及び職員の兼務等、両施設が連携を取り、人事管理等についても一体的に行うことができること。

なお、介護老人保健施設と社会保険病院は、全て同一敷地内設置または公道を挟んでの隣接設置となっており、介護保険法で定める病院併設の要件に該当している。

3. 社会保険介護老人保健施設の 今後の検討の在り方について



社会保険病院の運営の在り方の検討結果を踏まえて、社会保険病院の運営と一体のものとして検討すべきと考えられる。

○社会保険介護老人保健施設のあるべき姿

